

市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札運用基準（令和３年３月８日財務部長決裁）の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
1 趣旨 この<u>運用基準</u>は、電子入札システムの適切かつ円滑な<u>運用を図るため</u>、市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札実施要領（以下「<u>実施要領</u>」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	1 趣旨 この<u>基準</u>は、電子入札システムの適切かつ円滑な<u>運用に関し</u>、市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札実施要領（以下「<u>実施要領</u>」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
2 <u>用語の定義</u> この<u>運用基準</u>において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。 (1) <u>入札情報公開システム</u> <u>発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。</u> (2) <u>ヘルプデスク</u> <u>電子入札システムに関し、入札参加者からの利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応するために設置する窓口をいう。</u>	(削る。)
3 <u>運用時間</u> (1) <u>電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、花巻市</u>の休日に関する条例（平成元年花巻市条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、次の時間帯とする 電子入札システム 発注機関 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者 午前8時30分から午後8時まで 入札情報公開システム 発注機関 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者 午前6時から午後11時まで （新設） (2) <u>ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時30分までとする。</u>	2 <u>電子入札システム等の運用日及び運用時間</u> 電子入札システム、入札情報公開システム及びヘルプデスクの運用日は花巻市の休日に関する条例（平成元年花巻市条例第37号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日とし、運用時間は次のとおりとする。 (1) <u>電子入札システム</u> ア 発注機関 午前8時から午後10時まで イ 入札参加者 午前8時から午後10時まで (2) <u>入札情報公開システム</u> ア 発注機関 午前8時から午後10時まで イ 入札参加者 午前6時から午後11時まで (3) <u>ヘルプデスク 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時30分まで</u> （削る。)
4 <u>利用者登録</u> (1)～(3) (略)	3 <u>電子入札システムへの利用者登録</u> (1)～(3) (略)
5 <u>電子ファイルの作成基準</u> (1)～(3) (略)	4 <u>電子ファイルの作成基準</u> (1)～(3) (略)
6 <u>競争入札参加申請等の取扱い</u> (1) <u>競争入札参加申請等の方法</u>	5 <u>競争入札参加申請等の取扱い</u> (1) <u>競争入札参加申請等の方法</u>

条件付一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請等は、原則として電子入札システムにより受付けるものとする。この場合、申請に必要な添付資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、5 (1)の規定によるものとする。ただし、電子ファイルとして提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合の添付資料については、別途、持参又は郵送することを認めるものとする。

(2) 添付資料を別途持参する場合の取扱い

提出期限は、電子入札システムによる入札締切日時と同一とする。

7 入札書等の取扱い

(1) 入札書等の受付

ア 入札書は、電子くじのくじ番号が付され、かつ実施要領第2第6号の工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めた場合には、これが添付されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

イ 内訳書の作成に使用するアプリケーションソフトは、Microsoft Excelとし、保存するファイルの形式は、5 (1)によるものとする。

(2) 留意事項

入札参加者は、適正な入札書等の提出がなされるよう次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力は、正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ 入札締切日時_____までに入札書の提出が完了するよう時間に余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認すること。

8 紙入札の取扱い

(1) 紙入札承認の基準

発注者は、入札参加者から紙入札参加承諾願（様式第1号）が提出されたときは、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札によることを認めることができる。ただし、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めないものとする。なお、入札に係る手続については、発注者の指示に従うこととする。

ア 天災、広域的又は地域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害その他入札参加者の責によらない事由により電子入札システムの利用ができない場合

イ ICカードの紛失、破損、閉塞、盗難又は名義人等の変更等により、当該カードが利用できない場合で、再発行の手続を行

条件付一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請等は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとする。この場合、申請に必要な添付資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、4 (1)の規定によるものとする。ただし、電子ファイルとして提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合の添付資料については、別途、持参又は郵送することを認めるものとする。

(2) 添付資料を別途持参する場合の取扱い

提出期限は、電子入札システムによる入札締切日時と同一とする。

6 入札書等の取扱い

(1) 入札書等の受付

ア 入札書は、電子くじのくじ番号が付され、かつ実施要領第2第6号の工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めた場合には、これが添付されたものを有効な入札書として取り扱うものとする。

イ 内訳書の作成に使用するアプリケーションソフトは、Microsoft Excelとし、保存するファイルの形式は、5 (1)によるものとする。

(2) 留意事項

入札参加者は、適正な入札書等の提出がなされるよう次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力は、正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ 入札締切日時（入札書提出締切日時を含む。以下同じ。）までに入札書の提出が完了するよう時間に余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書が正常に送信されたことを入札書受付票により確認すること。

7 紙入札の取扱い

(1) 紙入札承認の基準

発注者は、入札参加者から紙入札参加承諾願（様式第1号）が提出されたときは、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札によることを認めることができる。ただし、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めない_____。なお、入札に係る手続については、発注者の指示に従うこととする。

ア 天災、広域的又は地域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害その他入札参加者の責によらない事由により電子入札システムの利用ができない場合

イ ICカードの紛失、破損、閉塞、盗難又は名義人等の変更等により、当該カードが利用できない場合で、再発行の手続を行

っているとき。

ウ その他やむを得ない事由により電子入札システムの利用ができない場合で、発注者が特に認める場合

(2) 発注者の都合による紙入札への変更

電子入札の手続開始後、発注者の都合（システム障害等）により
紙入札に変更できるものとする。この場合、入札参加者に対し電話又はファクシミリ等により連絡するものとする。

(3) 締切日時

紙入札により参加する場合の締切日時は、電子入札システムの入札締切日時と同じとし、期限までに入札書（様式第2号）（工事費内訳書を含む。）を封筒に入れ、件名及び称号等を記載のうえ封緘し、契約担当課に持参することとする。ただし、発注者の都合による紙入札への変更の場合は、発注者は入札書等の提出期限を別途指定することができる。

(4) 紙入札に移行する場合の取扱い

ア 発注者は、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとする。

イ 発注者は、紙入札業者としての登録後においては電子入札での入札手続を行なわないよう指示するものとする。

ウ 発注者は、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱うこととし、別途交付又は受領手続は要しないものとする。

エ 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとする。

9 開札

(1) 開札時期

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知の発行までの手続が著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 入札参加者側の障害により入札締切日時及び開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

ア 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う

っているとき。

ウ その他やむを得ない事由により電子入札システムの利用ができない場合で、発注者が特に認めるとき。

(2) 発注者の都合による紙入札への変更

電子入札の手続開始後、システム障害等の発注者の都合により
電子入札システムの利用ができない場合は、紙入札に変更できるものとする。この場合において、発注者は、入札参加者に対し電話又はファクシミリ等により連絡するものとする。

(3) 入札締切日時

紙入札により参加する場合の入札締切日時は、電子入札システムの入札締切日時と同様とし、期限までに入札書（様式第2号）（工事費内訳書を含む。）を封筒に入れ、件名及び称号等を記載のうえ封緘し、契約担当課に持参することとする。ただし、前号の
変更の場合、発注者は、入札書等の提出期限を別途指定することができる。

(4) 紙入札に移行する場合の取扱い

ア 発注者は、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとする。

イ 発注者は、紙入札業者としての登録後においては、電子入札での入札手続を行なわないよう指示するものとする。

ウ 発注者は、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は、認めないものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱うものとし、別途交付又は受領手続は要しない。

エ 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとする。

8 開札

(1) 開札時期

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札者決定通知の発行までの手続が著しく遅延する場合は、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 入札参加者側の障害により入札締切日時及び開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

ア 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う

ものとする。_____直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに起因する障害等により_____、入札締切日時及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

(エ) 認証局に起因する障害

(オ) その他時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ＩＣカードの紛失又は破損、端末の不具合入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

イ 変更後の入札締切日時及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(6)・(7) (略)

10 その他

この運用基準に定めのない事項については、市長が別に定めるところによる。

ものとする。この場合において、直ちに復旧できないと判断され、かつ、障害等の要因が次のいずれかに起因するものであるときは、入札締切日時及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

(エ) 認証局に起因する障害

(オ) その他時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ＩＣカードの紛失又は破損、端末の不具合等入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

イ 変更後の入札締切日時及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(6)・(7) (略)

9 その他

この基準に定めのない事項については、財務部長が別に定める_____。

様式第1号 _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

紙入札参加承諾願

下記電子入札について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を承諾くださるようお願いいたします。

なお、同額の入札のためくじ引きにより落札者等を決定することとなった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定することに同意します。また、提出した入札書にくじ番号の記載をしなかった場合には、電子入札運用基準8（4）エに基づき、くじ番号を「000」とすることに併せて同意します。

記

1 開札日 年 月 日

2 件 名 _____

3 電子入札へ参加ができない理由（具体的に記入すること）

4 担 当 者

職 名	
氏 名	
電子メールアドレス	
T E L	
F A X	

上記について承諾します。

年 月 日

様

花巻市長

印

様式第2号 _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

入 札 書

一 金	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
											円也

件名： _____

花巻市電子入札心得及びその他の条件等を承諾のうえ、入札します。

くじ番号

--	--	--

様式第1号（7関係） _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

紙入札参加承諾願

下記電子入札について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を承諾くださるようお願いいたします。

なお、同額の入札のためくじ引きにより落札者等を決定することとなった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定することに同意します。また、提出した入札書にくじ番号の記載をしなかった場合には、電子入札運用基準8（4）エに基づき、くじ番号を「000」とすることに併せて同意します。

記

1 開札日 年 月 日

2 件 名 _____

3 電子入札へ参加ができない理由（具体的に記入すること）

4 担 当 者

職 名	
氏 名	
電子メールアドレス	
T E L	
F A X	

上記について承諾します。

年 月 日

様

花巻市長

印

様式第2号（7関係） _____

年 月 日

花巻市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

入 札 書

一 金	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	
											円也

（金額の頭に必ず「¥」マークを記入してください。）

件名： _____

花巻市電子入札心得及びその他の条件等を承諾のうえ、入札します。

くじ番号

--	--	--